

様

加西市監査委員 小 谷 融

加西市職員措置請求について（通知）

平成23年5月24日に提出された標記の住民監査請求について、下記のとおり、却下することを決定したので通知します。

記

1 監査請求の趣旨

平成23年5月24日に提出された措置要求書によると、請求の要旨は次のとおりと解される。

市長交際費明細（平成21年度）によると、平成21年11月14日、一乗寺金堂落慶法要・祝賀会にて御祝いとして10,000円支払っているが、加西市政とは関係がなく、かつ、宗教的活動であり、公費で支払う理由がない。よって、全額返還すべきである。

2 却下理由

地方自治法第242条第1項に規定する住民監査請求は、第2項において、「当該行為があった日又は終わった日から1年を経過したときは、これをすることができない。ただし、正当な理由があるときは、この限りではない。」とされている。

本件の一乗寺金堂落慶法要・祝賀会における御祝いの支払いは平成21年11月14日であり、当該行為があった日からすでに1年の請求期間を経過している。

請求人からは、1年の請求期間を経過したことに関する具体的な事由の主張がなされていないが、加西市情報公開条例（平成9年加西市条例第1号）による公開請求を行えば当該行為があった日から1年を経過する日前にその事実を知ることができる状況にあった。したがって、1年の請求期間を経過したことに「正当な理由」があるとは認められない。

よって、本件監査要求は、法令の要件を欠いたものであることから却下する。